

名古屋市公報	令和 3年 2月10日 第89号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目次	ページ
告 示	
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (健福・保護課) (第45号)	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更 (健福・保護課) (第46号)	6
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止 (健福・保護課) (第47号)	8
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退 (健福・保護課) (第48号)	10
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止 (健福・保護課) (第49号)	11
○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (健福・保護課) (第50号)	12
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定 (健福・保護課) (第51号)	13
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更 (健福・保護課) (第52号)	15
○ 生活保護法による施術機関の指定 (健福・保護課) (第53号)	16
○ 市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん (住都・住宅管理課) (第54号)	17
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定に関する告示の一部改正 (財政・税制課) (第55号)	24
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定 (財政・税制課) (第56号)	25
○ 告示の訂正について (住都・緑都市整備事務所) (第57号)	26
○ 名古屋都市計画事業鳴海駅前第 2種市街地再開発事業の事業計画の変更について (住都・緑都市整備事務所) (第58号)	27
○ 名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧 (住都・都市計画課) (第59号)	28

○ 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第60号)	31
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第61号)	32
○ 名古屋市文化小劇場の臨時休館	(観光・文化振興室)	(第62号)	33
○ 地方自治法により専決処分した予算の要領	(財政・財政課)	(第63号)	34
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課)	(第64号)	38
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課)	(第65号)	41
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第66号)	44
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課)	(第67号)	45
○ 個人の市民税に関する申告期限の延長	(財政・市民税課)	(第68号)	47

達

○ 課の係及び分掌事務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第2号)	48
○ 名古屋市保健所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第3号)	49

教 育 委 員 会 告 示

○ 教育委員会定例会の開催について	(第2号)	51
-------------------	-------	----

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	52
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	58
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	60
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	62

達 の あ ら ま し

○ 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第 2号）

1 改正内容

新型コロナウイルス感染症対応のための体制の強化を図るため、健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部新型コロナウイルス感染症対策室主査（新型コロナウイルス感染症対策）を17名から19名とします。（第 1条関係）

2 施行期日

令和 3年 2月 8日から施行します。

○ 名古屋市保健所処務規程の一部を改正する規程（第 3号）

1 改正内容

新型コロナウイルス感染症対応のための体制の強化を図るため、保健所新型コロナウイルス感染症対策部新型コロナウイルス感染症対策室主査（新型コロナウイルス感染症対策）を17名から19名とします。（第 3条及び第 4条関係）

2 施行期日

令和 3年 2月 8日から施行します。

名古屋市告示第45号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

令和 3年 2月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
愛知中央クリニッ ク	名古屋市西区中小田井二丁目 3番地 の 1	令和 3年 1月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
カンドーレ歯科	名古屋市中村区名駅五丁目 5番22号	令和 2年12月 1日
なかた歯科クリニ ック	名古屋市昭和区檀溪通 5丁目34番地 の 1	令和 2年11月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
アイン薬局茶屋ヶ坂店	名古屋市千種区千代田橋一丁目 1番1号	令和 3年 1月 1日
イチゴ薬局	名古屋市中区千代田二丁目19番16号	令和 3年 1月 4日
スギ薬局牛巻店	名古屋市瑞穂区新開町16番38号	令和 3年 1月 1日
コスモス薬局大高南店	名古屋市緑区森の里一丁目96番地の3	令和 2年12月 1日
スギ薬局滝ノ水店	名古屋市緑区池上台二丁目 215番地	令和 3年 1月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションかみひこうき	名古屋市北区若葉通 1丁目35番地の2	令和 2年12月19日
訪問看護ステーション燕子花	名古屋市南区呼続一丁目 1番19号	令和 2年12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第46号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 3年 2月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	旧	柊クリニック有松駅前
	新	柊みみはなのどクリニック有松駅前
所 在 地	名古屋市緑区鳴海町字有松裏 200番地	
変 更 年 月 日	令和 2年10月 1日	

2 訪問看護

医 療 機 関 名	訪問看護ステーションメープルリング	
所 在 地	旧	名古屋市名東区猪子石原三丁目1707番地
	新	名古屋市名東区猪高台一丁目1301番地
変 更 年 月 日	令和 2年 4月 1日	

医 療 機 関 名	ナースコール藤が丘
-----------	-----------

所在地	旧	名古屋市名東区藤見が丘59番地
	新	名古屋市名東区明が丘79番地
変更年月日	令和 2年12月 2日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第47号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年 2月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
カンドーレ歯科	名古屋市中村区名駅五丁目 5番22号	令和 2年12月 1日
加納歯科医院	名古屋市南区豊二丁目 9番25号	令和 2年12月31日

2 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
ぺんぎん調剤薬局 本町通店	名古屋市中区丸の内二丁目 6番10号	令和 2年12月16日

3 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
訪問看護咲花	名古屋市守山区大永寺町 129番地	令和 2年12月11日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第48号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、各法による指定医
療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 3年 2月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
合資会社山田薬局	名古屋市中区栄五丁目 7番 6号	令和 3年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第49号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年 2月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
平尾泌尿器科	名古屋市南区鶴田一丁目 3番 26号	令和 2年 9月16日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
名鉄清水歯科クリニック	名古屋市熱田区神宮三丁目 6番34号	令和 2年11月29日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第50号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関
の指定

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定によ
り、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年 2月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
川本眼科	名古屋市南区寺崎町13番11号	令和 2年12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第51号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年 2月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
フレアス在宅マッ サージ名古屋緑区 施術所	名古屋市緑区乗鞍二丁目1504番地の 2	令和 2年12月 1日
横家 伸		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
-----------	-------	-----------

施 術 者 名		
フレアス在宅マッ サージ名古屋緑区 施術所	名古屋市緑区乗鞍二丁目1504番地の 2	令和 2年12月 1日
横家 伸		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第52号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 2項において準用する同法第
50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年
法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 2項
において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機関から、
次のとおり変更の届出がありました。

令和 3年 2月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 柔道整復

施 術 者 名	芝原 高行	
施 術 所 名	接骨院 S k y	
所 在 地	旧	名古屋市中区丸の内二丁目18番20号
	新	名古屋市中区丸の内二丁目15番12号
変 更 年 月 日	令和 3年 1月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第53号

生活保護法による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、同法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年 2月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
鍼灸マッサージ明成	名古屋市千種区豊年町10番 8号	令和 2年12月10日
松葉 憲治		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
鍼灸マッサージ明成	名古屋市千種区豊年町10番 8号	令和 2年12月10日
松葉 憲治		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第54号

市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 3年 2月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 一般世帯向け区分

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 3年 8月31日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定

住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものでないこと。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

令和3年2月18日（木）から同月26日（金）までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和3年2月18日（木）から同月26日（金）までの午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

ウ 住まいの窓口

令和3年2月19日（金）から同月28日（日）までの午前10時00分から午後7時00分まで。ただし、水曜日及び木曜日を除く。

3 申込みの受付

(1) 方法

郵送による。

(2) 期間

令和 3年 2月19日（金）から同月28日（日）まで。ただし、期間内の消印のあるものは有効とする。

4 抽せん

日時

令和 3年 3月18日（木）午前10時00分

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 235戸

改良住宅

空家住宅 3戸

第 2 子育て・若年世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員に中学校修了前の子がいる又は35歳以下の夫婦のみからなる世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 147戸

第 3 大家族・多子世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 9戸

第 4 単身者向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者

(6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正 12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症の

もの

- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）
第11条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者又は同法第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行なった者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4条第 1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第 106号）附則第 2条第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 103戸

改良住宅

空家住宅 3戸

第 5 多回数落せん者世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

(1) 平成26年度第 4回一般募集から令和 2年度第 3回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。

(2) 申込世帯員の中に65歳以上の者を含むこと。

(3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 3戸

第 6 多回数落せん者単身者向け区分

1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

- (1) 平成26年度第 4回一般募集から令和 2年度第 3回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。
- (2) 65歳以上であること又は第 4の単身者向け区分の資格のうち (2) から (13)までのいずれかの資格を有すること。
- (3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 10戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第55号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定
に関する告示の一部改正

平成24年名古屋市告示第 433 号の一部を次のように改正します。

令和 3 年 2 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

公益財団法人メルコ 学術振興財団	名古屋市天白区島田四 丁目1701番地の 2
---------------------	---------------------------

を

」

「

公益財団法人牧誠財 団	名古屋市天白区島田四 丁目1701番地の 2
----------------	---------------------------

に改める。

」

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第56号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和3年2月1日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
社会福祉法人緑の丘 福祉会	名古屋市千種区仁座町 120 番地	令和3年1月1日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第57号

告示の訂正について

令和 2年名古屋市告示第 737号（名古屋都市計画事業鳴海駅前第 2種市街地再開発事業の事業計画の変更について）の一部を次のように訂正します。

令和 3年 2月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

第 9項の次に次の 1項を加えます。

- 10 譲受け希望の申出又は賃借り希望の申出をすることができる期限

令和 3年 3月 3日

名古屋市住宅都市局都市整備部緑都市整備事務所

名古屋市告示第58号

名古屋都市計画事業鳴海駅前第 2種市街地再開発事業の事業計画
の変更について

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第56条において準用する同法第54条第1項の規定に基づく公告（令和 2年名古屋市告示第 737号）があったので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和 3年 2月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画第二種市街地再開発事業 鳴海駅前第二種市街地再開発事業

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区金山二丁目15番16号

4 事業地の所在

名古屋市緑区鳴海町字上汐田、字本町及び字向田の各一部

名古屋市住宅都市局都市整備部緑都市整備事務所

名古屋市告示第59号

名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧

名古屋都市計画地区計画の案を作成したいので、名古屋市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年名古屋市条例第63号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

なお、この原案について意見がある土地の所有者その他利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、名古屋市長に意見書を提出することができます。

令和 3年 2月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 泰明町地区計画

2 位置及び区域

名古屋市港区泰明町1丁目、2丁目、3丁目、川西通3丁目及び川西通4丁目の各一部

（別図のとおり）

3 縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

（1）縦覧期間

令和 3年 2月 4日から同月17日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

（2）縦覧時間

午前 8時45分から正午まで、午後 1時から午後 5時15分まで

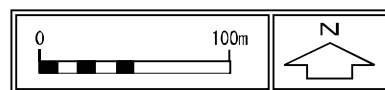
（3）縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

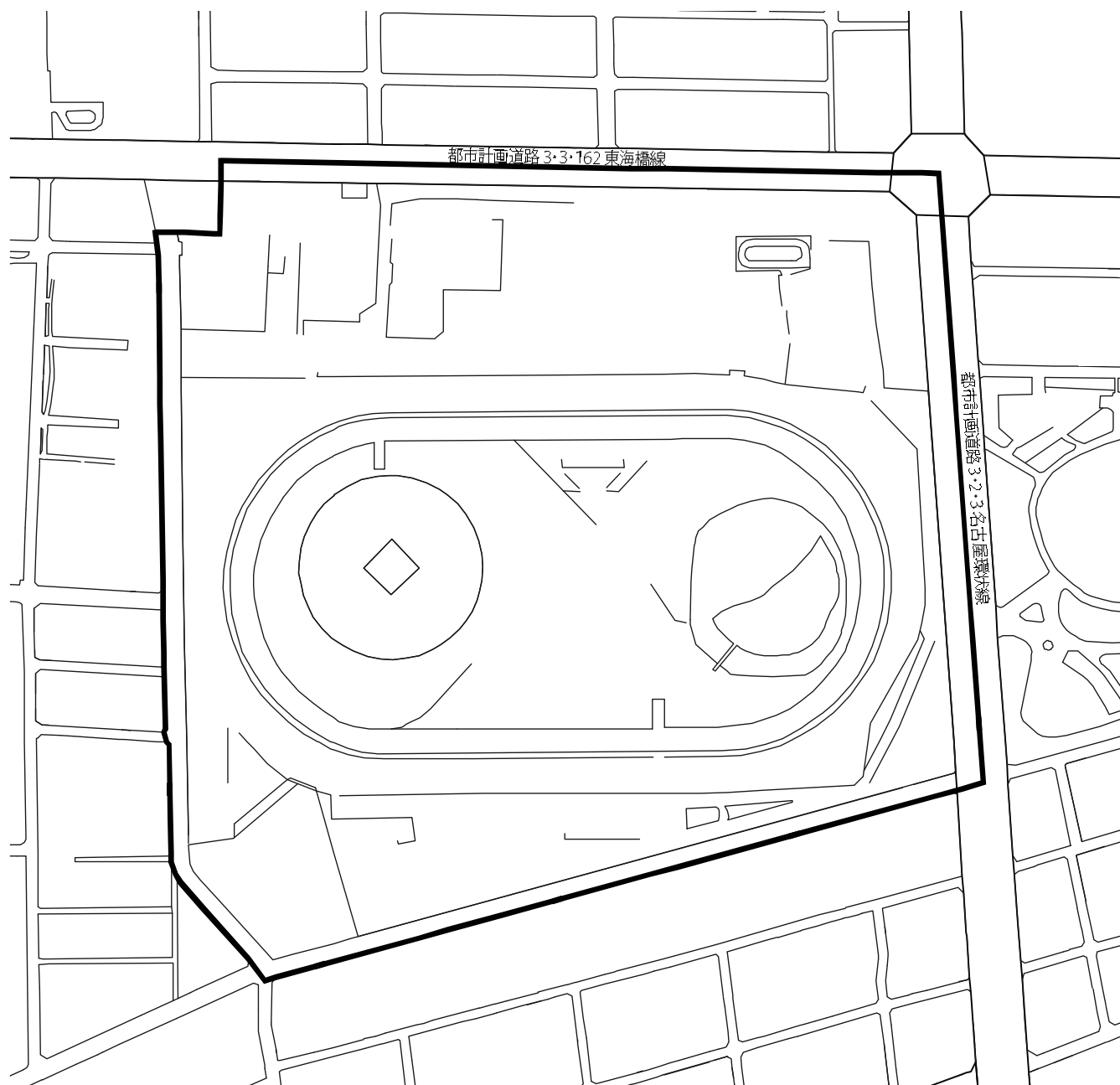
名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

別 図



縮尺 1/4,000



 地区計画区域

名古屋市告示第60号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6条第 4項の規定に基づき、平成29年名古屋市告示第 725号により指定した区域の全てを解除します。

令和 3年 2月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

名古屋市南区鶴見通 1丁目 6番 2の全部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

ベンゼン（土壤溶出量基準）

3 当該要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（原位置での浄化による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第61号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、平成30年名古屋市告示第626号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和3年2月4日

名古屋市長 河村 たかし

1 指定を解除する区域

名古屋市守山区大字中志段味字下定納80番の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物（土壤溶出量基準及び土壤含有量基準）

砒^ひ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

ほう素及びその化合物（土壤溶出量基準）

3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第62号

名古屋市文化小劇場の臨時休館

名古屋市文化小劇場条例施行細則（平成6年名古屋市規則第50号）第2条第2項の規定により、名古屋市守山文化小劇場を令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、天井等落下防止対策工事のため臨時休館します。

令和3年2月4日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化振興室

名古屋市告示第63号

地方自治法により専決処分した予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和3年1月20日専決処分をした予算の要領を次のとおり公表します。

令和3年2月5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 令和2年度名古屋市一般会計補正予算（第14号）

名古屋市財政局財政部財政課

令和２年度名古屋市一般会計補正予算（第14号）

令和２年度名古屋市一般会計の補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,060,860千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1,556,700,397千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条 繰越明許費の追加は、「第２表繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
9 国庫支出金		496,747,545	13,060,860	509,808,405
	1 負担金	191,613,091	10,679,783	202,292,874
	2 補助金	304,386,678	2,381,077	306,767,755
歳 入	合 計	1,543,639,537	13,060,860	1,556,700,397

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 健康福祉費		348,155,481	13,060,860	361,216,341
	7 公衆衛生費	23,640,396	13,060,860	36,701,256
歳 出	合 計	1,543,639,537	13,060,860	1,556,700,397

第2表 繰越明許費補正

款	7 公 衆 衛 生 費	事 業 名	金 額 千円
3 健 康 福 祉 費		新型コロナウイルスワクチン接種事業	12,487,000

名古屋市告示第64号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第70条第 1 項、第78条の 2 第 1 項、第 79 条第 1 項及び第 115 条の 2 第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 3 年 2 月 5 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社福朗	訪問看護リハビリほっとステーション	名古屋市熱田区 明野町15番25号	令和 3 年 1 月 1 日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社mas t o c a r e	マスト訪問看護ステーション	名古屋市中川区 野田三丁目 223 番地の 3	令和 3 年 1 月 1 日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社わかば	フィットネス デイサービス わかば	名古屋市千種区 上野二丁目 5 番 23 号— 1	令和 3 年 1 月 1 日	通所介護
福祉総合研究	サラダハウス	名古屋市東区百	令和 3 年	通所介護

所株式会社	プラス	人町26番地	1月 1日	
合同会社フチュールフレンズ	ヘルパーステーション フチュールフレンズ	名古屋市名東区引山三丁目 531番地	令和 3年 1月 1日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社サンガジャパン	デイサービスセンター しもかた	名古屋市千種区下方町 3丁目13番地	令和 3年 1月 1日	地域密着型通所介護
合同会社わかづる	わかづるデイサービスセンター	名古屋市守山区小幡南一丁目 1番35号	令和 3年 1月 1日	地域密着型通所介護
株式会社ジェイサポート	J S t e p + α	名古屋市名東区陸前町1807番地	令和 3年 1月 1日	地域密着型通所介護

4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
l i x a s 合同会社	l i x a s ケアプラン	名古屋市中区千代田四丁目15番14号	令和 3年 1月 1日	居宅介護支援
株式会社E M A	居宅介護支援事業所 笑愛	名古屋市港区東蟹田 902番地	令和 3年 1月 1日	居宅介護支援
合同会社ここね	ここね居宅介護支援事業所	名古屋市天白区野並二丁目 421	令和 3年 1月 1日	居宅介護支援

		番地		
--	--	----	--	--

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第65号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第75条第 2 項、第78条の 5 第 2 項、第 82 条第 2 項及び第 115 条の 5 第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 3 年 2 月 5 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
パナソニック エイジフリー 株式会社	パナソニック エイジフリ ーショップ吹 上公園	名古屋市千種区 千種三丁目30番 20号	令和 2 年 10 月 26 日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
株式会社宮川 工務店	訪問看護 咲 花	名古屋市守山区 大永寺町 129 番 地	令和 2 年 11 月 10 日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社タチ 基ケアサービ ス	訪問看護 N E O	名古屋市東区主 税町 2 丁目 24 番 地	令和 2 年 11 月 26 日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
合同会社にん ふう舎	訪問介護事業 所 にんふう 舎	名古屋市中川区 吉津三丁目1403 番地	令和 2年 11月 1日	訪問介護
株式会社ポピ ンズ	ポピンズシル バーサービス	名古屋市中村区 名駅三丁目26番 8号	令和 2年 11月13日	訪問介護
合同会社ココ ル	ココル	名古屋市昭和区 石仏町 1丁目37 番地	令和 2年 11月19日	訪問介護
株式会社ぬく もあ	ぬくケア名北 訪問介護	名古屋市北区上 飯田南町 3丁目 15番地	令和 2年 11月30日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社関西 サンガ	デイサービス センター し もかた	名古屋市千種区 下方町 3丁目13 番地	令和 2年 11月26日	地域密着型通所介 護

4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
合同会社こま くさ	ケアプランセ ンター尾頭橋	名古屋市中川区 尾頭橋一丁目 1 番35号	令和 2年 10月27日	居宅介護支援
株式会社恵	ケアプランセ	名古屋市緑区左	令和 2年	居宅介護支援

	ンター ふわ ふわ	京山 451番地の 2	11月10日	
医療法人コジ マ会	ケアプランセ ンターみどり	名古屋市緑区横 吹町1907番地の 12	令和 2年 11月12日	居宅介護支援
株式会社ファ ーマスター	すみれケアプ ランセンター	名古屋市熱田区 外土居町 5番12 号	令和 2年 11月18日	居宅介護支援
合同会社ホソ ノ	ケアプランそ ら豆	名古屋市昭和区 南分町 6丁目44 番地の19	令和 2年 11月25日	居宅介護支援
社会福祉法人 紫水会	オーネスト熱 田の杜指定居 宅介護支援事 業所	名古屋市熱田区 二番一丁目 5番 8号	令和 2年 11月30日	居宅介護支援
アプリシエイ ト合同会社	ピース ライ フケア	名古屋市緑区乗 鞍一丁目1811番 地の11	令和 2年 11月30日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第66号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 3年 2月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市北区辻町字古新田1379番 1の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第67号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 3年 2月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
加藤 哲嗣 名古屋市中川区八田町 304番地
- 2 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市港区西蟹田1111番、畑、120.00平方メートル
- 3 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
小塚 卓夫 名古屋市港区東蟹田1415番地
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 使用貸借権
 - (2) 内容 畑として利用
 - (3) 存続期間 令和 3年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
120.00平方メートル
 - (2) 農作業従事者の状況
農業従事日数： 240日、農業従事者： 3人
 - (3) 農機具の保有状況
小型耕運機： 1、くわ： 3、スコップ： 2、鎌： 3、支柱： 40
ネット： 10

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第68号

個人の市民税に関する申告期限の延長

名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）第9条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2及び名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第19条に定める個人の市民税に係る申告に関する期限が令和3年3月15日に到来するものについては、その期限を同年4月15日まで延長します。

令和3年2月5日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市財政局税務部市民税課

名古屋市達第 2 号

健康福祉局

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 5 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 1 条 課の係及びその分掌事務並びに主 査及びその分担事項は、次のとおりとする。 （略） 健康福祉局 （略） 新型コロナウイルス感染症対策部 （略） 新型コロナウイルス感染症対策室 主 査（新型コロナウイルス 感染症対策） <u>（17）</u> （1）（略） （略）	第 1 条 課の係及びその分掌事務並びに主 査及びその分担事項は、次のとおりとする。 （略） 健康福祉局 （略） 新型コロナウイルス感染症対策部 （略） 新型コロナウイルス感染症対策室 主 査（新型コロナウイルス 感染症対策） <u>（19）</u> （1）（略） （略）

附 則

この達は、令和 3 年 2 月 8 日から施行する。

名古屋市達第 3 号

健康福祉局
保健所

名古屋市保健所処務規程（平成30年名古屋市達第24号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 5 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 3 条 保健所に次の補助組織を置く。 （略） 新型コロナウイルス感染症対策部 （略） 新型コロナウイルス感染症対策室 （略） 主 査 <u>(17)</u> （略） 第 4 条 前条の補助組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 （略） 新型コロナウイルス感染症対策部 （略） 新型コロナウイルス感染症対策室 （略） 主 査（新型コロナウイルス感染症対策） <u>(17)</u> (1) （略） （略）	第 3 条 保健所に次の補助組織を置く。 （略） 新型コロナウイルス感染症対策部 （略） 新型コロナウイルス感染症対策室 （略） 主 査 <u>(19)</u> （略） 第 4 条 前条の補助組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 （略） 新型コロナウイルス感染症対策部 （略） 新型コロナウイルス感染症対策室 （略） 主 査（新型コロナウイルス感染症対策） <u>(19)</u> (1) （略） （略）

附 則

この達は、令和 3 年 2 月 8 日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第2号

教育委員会定例会の開催について

令和3年2月10日午前10時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和3年2月4日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市図書館条例の一部改正について

名古屋市教育委員会表彰について

財産の無償譲渡について

財産の取得に関する専決処分について

財産の取得について

令和2年度一般会計補正予算について

令和3年度一般会計当初予算について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年2月3日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール名古屋茶屋

名古屋市港区西茶屋二丁目11番

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	(株)丸澤屋	代表取締役 澤木 孝夫	名古屋市中 川区山王四 丁目 6番 2 号	—	—	—	令和 元年 10月 15日
2	(株)リズモン ドエンター プライズ	代表取締役 小澤 賢一	千葉県木更 津 市 中 島 2144番地	—	—	—	令和 2年 5月 31日
3	丸長産業(株)	代表取締役 井谷 正東	岐阜県岐阜 市敷島町五 丁目 2番 8 号	—	—	—	令和 2年 5月 31日
4	(株)ロボット	代表取締役 磯野 洋志	群馬県太田 市東新町10 番地 1	—	—	—	令和 2年 5月 31日

5	(株)プラスデ	代表取締役 河崎 邦和	東京都港区 赤坂九丁目 7番 1号	—	—	—	令和 2年 5月 31日
6	(株)名古屋中 村	代表取締役 中村 太一	名古屋市中 区大須三丁 目35番31号	—	—	—	令和 2年 5月 31日
7	(株)カレット	代表取締役 櫻井 直彦	岐阜県関市 肥田瀬1535 番 1	—	—	—	令和 2年 5月 31日
8	(株)アスプル ンド	代表取締役 西川 信一	東京都港区 三田三丁目 13番16号	—	—	—	令和 2年 5月 31日
9	(株)ギアーズ ジャム	代表取締役 佐藤 克己	さいたま市 南区沼影一 丁目35番19 号	—	—	—	令和 2年 5月 24日
10	(株)インキュ ーブ西鉄	取締役 宮崎 優介	福岡市中央 区天神二丁 目11番 3号	—	—	—	令和 2年 5月 20日
11	(株)山田商店	代表取締役 山田 均一	愛知県碧南 市笹山町七 丁目 5番地 1	—	—	—	令和 2年 5月 31日
12	(有)ハートマ ーケット	代表取締役 櫻井 明	群馬県前橋 市川原町 1 丁目28番 7 号	—	—	—	令和 2年 12月 13日
13	(株)レナウン	代表取締役 神保 佳幸	東京都江東 区有明三丁 目 6番11号	—	—	—	令和 2年 8月 31日
14	(株)エアウィ ーブ	代表取締役 高岡 本州	東京都中央 区八重洲二 丁目 1番 6 号	—	—	—	令和 2年 5月 31日
15	ミニストッ プ(株)	代表取締役 藤本 明裕	千葉市美浜 区中瀬一丁 目 5番地 1	—	—	—	令和 2年 6月 30日
16	—	—	—	(株)BANK ANわもの や	代表取締役 刑部 幸裕	埼玉県上尾 市宮本町 4 番 2号	令和 元年 11月 8日

17	—	—	—	(有)どろんこ	代表取締役 浦郷 栄二	名古屋市中 川区東春田 三丁目 6番 地 3	令和 2年 3月 26日
18	—	—	—	(株)ニトリ	代表取締役 武田 政則	東京都北区 神谷三丁目 6番20号	令和 2年 12月 4日
19	—	—	—	(株)B A S E	代表取締役 青木 隆幸	岐阜県岐阜 市柳津町流 通センター 一丁目14番 地の 1	令和 2年 12月 11日
20	—	—	—	(株)キャプテ ン	代表取締役 篠田 達幸	名古屋市中 区錦一丁目 6番34号	令和 2年 12月 11日
21	(株)イオンフ ォレスト	代表取締役 福本 剛史	東京都中央 区日本橋堀 留町一丁目 9番11号	ザボディシ ョップジャ パン(株)	代表取締役 倉田 浩美	変更なし	令和 2年 10月 1日
22	(株)ライトオ ン	代表取締役 川崎 純平	茨城県つく ば市吾妻一 丁目11番 1 号	変更なし	代表取締役 藤原 祐介	茨城県つく ば市小野崎 260番地 1	令和 2年 3月 1日
23	(株)キャン	代表取締役 立花 隆央	東京都中央 区銀座四丁 目12番15号	変更なし	代表取締役 阿部 和則	岡山市北区 幸町 2番 8 号	令和 2年 4月 1日
24	(株)Y o g i b o J a p a n	代表取締役 木村 誠司	大阪市中心 区瓦町三丁 目 6番 5号	(株)ウェブシ ャーク	変更なし	変更なし	令和 元年 6月 25日
25	(株)オンワー ド檜山	代表取締役 大澤 道雄	東京都中央 区日本橋三 丁目10番 5 号	変更なし	代表取締役 鈴木 恒則	変更なし	令和 2年 3月 1日
26	(株)ストライ プインター ナショナル	代表取締役 石川 康晴	岡山市北区 幸町 2番地 8	変更なし	代表取締役 立花 隆史	変更なし	令和 2年 3月 6日
27	(株)チュチュ アンナ	代表取締役 上田 利昭	大阪市中心 区森ノ宮中 央一丁目10 番 2号	変更なし	代表取締役 上田 崇敦	変更なし	令和 2年 8月 1日
28	東京シャツ (株)	代表取締役 鈴木 弘之	東京都台東 区駒形 1丁 目 3番16号	変更なし	代表取締役 左座 邦晴	変更なし	令和 2年 3月 12日

29	(株)ゾフ	代表取締役 上野 照博	東京都港区 北青山三丁 目 6番 1号	変更なし	代表取締役 上野 剛史	変更なし	令和 2年 3月 24日
30	イオンペッ ト(株)	代表取締役 小玉 毅	千葉県市川 市南八幡四 丁目17番 8 号	変更なし	代表取締役 米津 一郎	変更なし	令和 2年 5月 15日
31	はるやま商 事(株)	代表取締役 伊藤 卓	岡山市北区 表町一丁目 2番 3号	変更なし	代表取締役 治山 正史	変更なし	令和 2年 8月 18日
32	イオンバイ ク(株)	代表取締役 熊倉 淳	千葉市美浜 区中瀬一丁 目 4番地	変更なし	代表取締役 渡邊 浩昌	変更なし	令和 2年 3月 12日
33	CH GL ASS(株)	代表取締役 藤原 亨	茨城県土浦 市生田町 5 番19号	変更なし	変更なし	茨城県つく ば市竹園一 丁目 3番地 8	令和 2年 4月 10日
34	(株)エービー ストア	代表取締役 孫 周基	大阪市中 央区南本町二 丁目 4番 6 号	変更なし	変更なし	京都市伏見 区深草西浦 町八丁目 113番地	令和 2年 2月 19日
35	(株)ヤマダヤ	代表取締役 山田 太郎	名古屋市西 区城西一丁 目 3番 5号	変更なし	変更なし	名古屋市西 区城西一丁 目 3番 1号	令和 元年 8月 9日
36	(株)ASHL EY & BR OS	代表取締役 山田 崇史	名古屋市中 区正木一丁 目13番 3号	変更なし	変更なし	名古屋市中 区伊勢山一 丁目 1番 4 号	令和 3年 1月 13日
37	(株)ジーユー	代表取締役 袖木 治	山口県山口 市佐山 717 番地 1	変更なし	代表取締役 袖木 治	変更なし	令和 3年 1月 13日
38	(株)レプレゼ ント	代表取締役 堀口 靖弘	東京都渋谷 区神宮前六 丁目17番11 号	変更なし	代表取締役 堀口 康弘	変更なし	令和 3年 1月 13日
39	合資会社近 江屋	代表役員 広部 正	名古屋市中 区大須三丁 目29番22号	変更なし	代表社員 廣部 正	変更なし	令和 3年 1月 13日
40	(株)セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣 市外淵二丁 目38番地	変更なし	変更なし	岐阜県大垣 市外淵二丁 目38番地	令和 3年 1月 13日

41	(株)アイ・ジ ー・エー	代表取締役 五十嵐 昭 順	福井県越前 市矢放町第 13号 8番地 9	(株)アイジー エー	変更なし	変更なし	令和 3年 1月 13日
----	-----------------	---------------------	--------------------------------	---------------	------	------	-----------------------

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1からNo.15までの小売業者については、退店のため
- (2) No.16からNo.20までの小売業者については、入店のため
- (3) No.21の小売業者については、名称及び代表者変更のため
- (4) No.22及びNo.23の小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (5) No.24の小売業者については、名称変更のため
- (6) No.25からNo.32までの小売業者については、代表者変更のため
- (7) No.33からNo.36までの小売業者については、住所変更のため
- (8) No.37からNo.41までの小売業者については、誤記修正のため

5 届出の日

令和 3年 1月13日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 2月 3日から同年 6月 3日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗

を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3 年 6 月 3 日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 2月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

栄グローブ

名古屋市中区栄三丁目 705番 ほか 4筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)ザラ・ジャパン	代表取締役 ペッターソン 万里	東京都渋谷区恵比寿西一丁目10番11号	(株)ITXジャパン	変更なし	変更なし

3 変更の日

令和 2年11月 1日

4 変更した理由

合併による名称変更のため

5 届出の日

令和 3年 1月12日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 2月 3日から同年 6月 3日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 6月 3日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 2月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

第二星ヶ丘ビル・星が丘テラス

名古屋市千種区星が丘元町1408番 ほか 5筆

2 変更しようとする事項

駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場	収容台数	
	変更前	変更後
BM 1 第二星ヶ丘ビル北側	70台	変更なし
BE 1 星が丘テラス東棟北側	47台	—
BE 2 星が丘テラス東棟西側	13台	—
BE 3 星が丘テラス東棟南側	37台	—
BW 1 第二星ヶ丘ビル東側	20台	—
BW 2 星が丘テラス西棟西側	45台	—
BW 3 星が丘テラス西棟南側	18台	変更なし
BK 1 敷地北側隔地駐車場	—	66台
BW 4 星が丘テラス西棟南側2	—	96台
計	250台	変更なし

駐輪場の位置については縦覧によります。

3 変更の日

令和 3年 9月 1日

4 変更しようとする理由

施設計画変更のため

5 届出の日

令和 3年 1月15日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

千種区役所情報コーナー及び名東区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 2月 3日から同年 6月 3日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 6月 3日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 2月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

NP共同ビル

名古屋市中区栄三丁目2901番 ほか25筆

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
㈱パルコ	代表執行役 牧山 浩三	東京都豊島 区南池袋一 丁目28番 2 号	変更なし	代表取締役 牧山 浩三	変更なし

3 変更の日

令和 2年 5月28日

4 変更した理由

設置者の代表者の役職名変更のため

5 届出の日

令和 3年 1月12日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 2月 3日から同年 6月 3日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 6月 3日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課